

追加議案

議員により提案され、提案どおり可決されました。

本案は、請願採択に伴い提案された意見書で、可決後に関係行政庁に提出しました。

災害ボランティア割引制度の整備を求める意見書

日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。また、近い将来に発生すると予測される首都直下型地震や南海トラフ地震などにも備えなければならない。

このような大災害が発生した場合、復旧・復興活動に欠かせないのがボランティアの活動である。

大災害が発生すれば、被災地ではすぐに家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理などが始まるため、近年は発生直後からボランティアの協力を求められるケースが多くなってきている。

東日本大震災では、1日当たり推定1万人から2万人のボランティアが必要とされたが、実際には集まらない状況であった。各種調査によると、「旅費が無いのでボランティアには行けない」という人が圧倒的に多く、「行きたい気持ちはあるけど行けない」のが現状である。

これまで、鉄道会社や航空会社等が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例がある。

国はこうした動きを踏まえ、地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時において、被災地に赴く災害ボランティアが速やかにボランティア活動を行えるよう交通費や宿泊費の割引制度等を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議決結果一覧

○・・・賛成 ●・・・反対
※議長は表決を行わないため、「―」としています。

付託委員会	1 2 月定例会に付された案件 表決が分かれた案件のみ記載しています。 また、議案名は一部省略して記載しています。	議決結果	議長 古賀 龍彦	総 務 委 員 会					文教厚生委員会					産業建設委員会				
				永島 守	石橋 忠敏	川野栄美子	石橋 正毫	平木 一朗	箴島かおる	岡 秀昭	吉川 一寿	遠藤 博昭	龍 誠一	宮崎 稔子	内藤 栄治	水落 常志	福永 寛	池末 秀夫
文教厚生	大川市斎場設置及び管理条例の一部改正	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○
	指定管理者の指定	可決	—	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○

しないといけないが、今回の条例改正のため通常の事務手続きより遅れており、今後募集を行うことになる。基本的には貸し館としての利用となり、祭壇の設置や寝具の手配等は業者に依頼していただくことになるが、施設管理の関係で対応する人が必要になるため、午後5時から午前8時半まで宿直的な人員を配置することが指定管理の主な改正点となる。

問 通夜使用のための施設改修等の必要性は。

答 できるだけ経費がかからないようにと考えているが、斎場は火葬の施設と通夜葬儀を行う施設とが一体となっているため、騒音などで互いに迷惑とならないよう、防音のためのドアの設置等、最低限の工事を来年度行いたい。

27年度国民健康保険事業特別会計補正予算
5千821万4千円増額
予算総額59億621万4千円

今回の補正は、職員の異動等による人件費の調整、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金、国県支出金等過年度分返還金です。

27年度介護保険事業特別会計補正予算
468万5千円減額
予算総額35億2千544万円

今回の補正は、職員の異動等による人件費の調整、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴う予算の組み替えです。

問 総合事業に移行する内容は。

答 訪問介護と通所介護は総合事業でも現行相当サービスとしてそのまま移行し、27年度に大川市が始めた元氣が出る学校は通所型サービスへ、元氣クラブ、健診事業等は一般介護予防事業へ移行する。

指定管理者の指定
大川市養護老人ホーム明光園の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

指定管理者の選定は、公募が原則であるが、これまでの経過を踏まえ、施設の性格や設置目的、業務の特殊性や専門性などから公募によることは困難と考えられる。

現在の指定管理者である社会福祉法人大川医仁会においては、入居者である高齢者との信頼関係を築かれ、適切な管理運営に努められており、利用者本位に立ったサービスができるよう創意工夫されていること等から「大川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第3条第1項第7号に該当するものとして、今回も公募は行わないこととしたものです。

産業建設委員会
付託された案件はいずれも提案どおり可決されました

大川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正
国において「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴う改正です。

問 国の法律改正内容は。

答 法律の名称が「勤労青少年福祉法」から「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改正されたこと。また新しい法律が、青少年の雇用の促進等を図ることを通して、その有する能力を有効に発揮することができるようにし、併せて、経済及び社会の発展に寄与することを目的に改正がなされている。

27年度下水道事業特別会計補正予算
296万1千円減額
予算総額5億9千203万9千円

職員の異動等による人件費の調整を行うものです。

27年度上水道事業会計補正予算
職員の異動等による人件費の調整を行うものです。
1款1項 営業費用を490万3千円減額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を7千731万6千円とするものです。